

重要事項説明書

(訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション)

訪問リハビリテーション事業所及び介護予防訪問リハビリテーション事業所
社会医療法人孝仁会 中標津訪問リハビリセンター

当事業所が提供する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションについての相談窓口

担当者： 齊藤 慎吾

TEL (0153) 74-0761 FAX (0153) 74-0762

※ご不明な点は、お気軽にお尋ね下さい。

様に対する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスの提供に当たり、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第8条に基づいて、当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 ご利用事業所の概要

| | |
|------------|-------------------------|
| 事業所の名称 | 社会医療法人孝仁会 中標津訪問リハビリセンター |
| 指定番号 | 0174200709 |
| 所在地 | 標津郡中標津町西11条南8丁目4番地1 |
| 電話番号 | (0153)74-0761 |
| 通常の事業の実施区域 | 中標津町・標津町・別海町 |

2 ご利用事業所の職員体制

| 従業者の職種 | 員数 | 資格 | 勤務体制 |
|--------|----|-------|----------------|
| 管理者 | 1名 | 理学療法士 | 常勤・兼務 |
| 理学療法士 | 2名 | 理学療法士 | 常勤・兼務 常勤・専従 |
| 作業療法士 | 1名 | 作業療法士 | 非常勤・専従 |
| 医師 | 1名 | 医師免許 | 常勤・兼務 |

3 営業時間

| | |
|------|--|
| 営業日 | 月曜日～金曜日 (ただし、国民の祝日、12月29日から1月4日までを除く) |
| 営業時間 | 午前8時30分から午後5時30分までとする。 |

4 サービスに関する苦情処理

当事業所が行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスについてのご相談、ご苦情を下記の窓口で承ります。

・円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

(1) 利用者から苦情があった場合は、ただちに指定居宅サービス事業者と連絡をとるとともに、必要がある場合には直接利用者を訪問するなどして詳しい事情を聞き、事実の確認をする。

(2) 前項の事実を確認した後、当法人の代表者と職員で今回の苦情に対する検討会議を行う。

(3) 検討後、指定居宅サービス事業者に責がある場合は速やかに事業者と連携を取り、改善要請を行う。また、その結果を利用者に連絡する。

(4) 苦情及び苦情対応についての記録を台帳に保管するとともに、職員に周知徹底を図り再発防止に役立てる。

・その他参考事項

(1) 普段から苦情が出ないような訪問リハビリテーションの良質なサービス提供を心がける。

(2) 訪問リハビリテーションに関する社外セミナーに積極的に参加する。

| | |
|-------|---|
| ご相談窓口 | 担当者： 齊藤 慎吾 TEL (0153) 74-0761 FAX (0153) 74-0762 |
|-------|---|

当事業所以外に、所轄の保健所、国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口を伝えることができます。

1 中標津保健所 地域保健室企画総務課

TEL (0153) 72-2168

2 北海道国民健康保険団体連合会

TEL (011) 231-5161 (苦情処理担当)

5 運営方法

1 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの実施に当たっては、利用者の心身の状況等を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。

2 事業所の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

6 サービスの概要

(訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの内容)

(1) 身体的アプローチ (2) 日常生活動作

(3) 住宅環境の整備 (4) 心理的サポート

(5) ホームプログラムの指導

7 緊急時における対応方法

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。

8 秘密の保持

当事業所が行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションにおいて、業務上知り得た利用者の情報は堅く秘密を保持します。従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

9 利用料

- 1 厚生労働大臣が定める基準による額のうち、各利用者の負担割合に応じた額とします。ただし、ケアプランの未完成など法定代理受領できない場合は、基準額全額のお支払いをいただきます。この場合、利用料の一部を後日、市町村の窓口で償還払いが受けられます。
- 2 介護保険の支給限度額を超えるサービスの利用料金は、利用者の全額自己負担となります。
- 3 通常の実施地域以外でサービスを提供する場合には、別紙基準により交通費のお支払いをいただきます。なお、別途消費税がかかります。
- 4 特定入所者生活介護事業所の入居者が当該介護サービスを利用する場合においては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第78条の2に基づき、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションと同様として利用料を請求し、全額自己負担となります。
- 5 事前連絡無しにキャンセルした場合、1回利用料の50%を請求致します。なお別途消費税がかかります。

10 解約

利用者は、当事業所が行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスについては、いつでも解約することができます。

11 損害賠償

当事業所が行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスにおいて事故が発生し、当事業所の責めに帰すべき理由により、利用者又はその家族に損害が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。

12 ハラスメント対策

事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、適切なハラスメント対策を行います。なお、ハラスメントに対する相談窓口は法人本部人事部長とします。

13 高齢者虐待防止に関すること

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、以下に掲げる必要な措置を講じます。

- 1 虐待防止に努める委員会を設置し、その設置責任者はセンター長とします。
- 2 成年後見人制度の利用を支援します。
- 3 職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整える他、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
- 4 虐待防止の為に対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- 5 虐待防止のための指針を整備します。
- 6 職員に対して、虐待を防止する為の定期的な研修を実施します。
- 7 サービス提供中に、職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを道と市町村に通報します。

14 身体拘束に関わること

事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他傷のおそれがある等、やむを得ない場合は事業所の医師が判断し、説明と同意を得てから身体拘束その他利用者の行動を制限する更衣を行うことがあります。この場合には、事業所の医師がその様態及び時間、利用者の心身の状況、やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。また、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。また、事業者として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

15 感染症対策

事業者は、発症が予測される感染症に対し、すべての職員が同じ手順で対策が行われるように感染症対策マニュアルを作成しています。感染症又は食中毒がまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- 1 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底します。
- 2 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針整備をしています。
- 3 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修、ならび訓練(シミュレーション)を定期的を実施します。
- 4 1から3までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

16 事業継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- 1 職員に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修および訓練を定期的を実施します。
- 2 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスの開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

年 月 日

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業者

所在地 標津郡中標津町西 11 条南 8 丁目 4 番地 1

名 称 社会医療法人 孝仁会

中標津訪問リハビリセンター

説明者氏名 _____

私は、本書面により、事業者から訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

署名代行者 住所

氏名

個人情報提供に関する同意書

貴事業所のサービス担当者会議等において、必要がある場合には、私の個人情報並びに家族の個人情報を用いることに同意します。

当事業所における個人情報の利用目的

- 訪問リハの提供
 - ◆当事業所での介護サービスの提供
 - ◆他の居宅サービス事業者、居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ◆その他の業務委託
 - ◆ご家族等への心身の状況説明
 - ◆その他、利用者様への訪問リハ提供に関する利用
- 介護報酬請求のための事務
 - ◆当事業所での介護保険に関する事務およびその委託
 - ◆審査支払機関へのレセプトの提出
 - ◆審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ◆その他介護保険に関する介護報酬請求のための利用
- 当事業所の管理運営業務
 - ◆会計・経理
 - ◆事故等の報告
 - ◆当該利用者様の訪問リハサービスの向上
 - ◆その他、当事業所の管理運営業務に関する利用
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- 訪問リハサービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 実施にあたり、初回・継続時に身体機能、精神機能の評価、ビデオ記録を行います。個人情報保護法に基づく対応を致しますが、受け入れがたい場合はご連絡下さい。

年 月 日

社会医療法人孝仁会
中標津訪問リハビリセンター
理事長 齋藤 孝次 様

本人名

家族名